

令和元年生駒市教育委員会

第11回定例会 議案

令和元年11月25日

生駒市教育委員会

令和元年生駒市教育委員会（第11回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第21号	生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について	1
議案第31号	令和元年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の意見について	7
議案第30号	生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	14

報告第21号

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する
規則の制定について

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則の制定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

令和元年11月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則
生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則（令和元年9月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「280円に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額」を「次の各号に定める世帯の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表第2項第1号に規定する世帯 30円に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額
- (2) 別表第2項第2号に規定する世帯 30円に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額
- (3) 別表第2項第3号に規定する世帯 280円(当該満3歳以上保育認定子

どもが第3子以降に該当するときは30円)に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育認定子どもに係る給食費(教育課程に係る教育時間(別表において「教育時間」という。)に提供を受ける場合に限る。)について、1月当たりの欠食日数が連続して10日以上となるときは、次の各号に定める世帯の区分に応じ、当該各号に定める額(欠食日数が月の初日から末日までの全日数にわたるときは当該月の給食費の全額)を当該教育認定子どもの教育・保育給付認定保護者に還付するものとする。

(1) 別表第1項第1号アに規定する世帯 30円に当該教育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額

(2) 別表第1項第1号イに規定する世帯 30円に当該教育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額

(3) 別表第1項第1号ウに規定する世帯 240円(当該教育認定子どもが第3子以降に該当するときは30円)に当該教育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 教育認定子どもに係る給食費

(1) 教育時間中に提供を受ける場合

		第1子	第2子	第3子以降
ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「要保護世帯」という。）	主食費	30円に1月の給食を実施した回数（以下「実施回数」という。）を乗じて得た額		
	副食費	0円	0円	0円
イ 市町村が非課税の世帯又は市村民税	主食費	30円に1月の実施回数を乗じて得た額		

所得割合 算額が 77,100円 以下の世 帯(要保護 世帯を除 く。)	副食費	0円	0円	0円
ウ その他 の世帯	主食費	30円に1月の実施回数に乗じて得た額		
	副食費	210円に1月の実施回数に乗 じて得た額		0円

備考 この表の「市町村民税所得割合算額」とは、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(2) 教育時間外に提供を受ける場合

		第1子	第2子	第3子以降
全世帯	主食費	30円に1月の給食の申込みをした回数(以下「申込回数」という。)に乗じて得た額		
	副食費(おやつ代を除く。)	210円に1月の申込回数に乗じて得た額		
	おやつ代	40円に1月の申込回数に乗じて得た額		

2 満3歳以上保育認定子どもに係る給食費

		第1子	第2子	第3子以降
(1) 要保護世帯	主食費	月額600円	月額600円	月額600円
	副食費	0円	0円	0円
(2) 市町村民税が非課税の世帯又は市町村民税所得割合算額が57,699円以下の世帯(要保護世帯を除く。)	主食費	月額600円	月額600円	月額600円
	副食費	0円	0円	0円
(3) その他の世帯	主食費	月額600円	月額600円	月額600円
	副食費	月額5,000円	月額5,000円	0円

備考 この表の「市町村民税所得割合算額」とは、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

令和元年生駒市議会第 6 回（12 月）定例会提出議案の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める

令和元年 11 月 25 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回）
- ・ 生駒市立保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市体育施設の指定管理者の指定について
- ・ 生駒市体育施設の指定管理者の指定について

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
東京2020オリンピック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	令和2年度	2,622

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費国庫負担金	4,646,529	18,698	4,665,227	4 児童扶養手当負担金	18,698		
計	4,650,597	18,698	4,669,295				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	231,508	23,618	255,126	2 児童福祉補助金	23,618	保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金	21,333 2,285
計	953,330	23,618	976,948				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費県補助金	631,154	2,285	633,439	2 児童福祉補助金	2,285	子ども・子育て支援交付金	
計	716,741	2,285	719,026				

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国庫支出金	特定地方債	その他の財源			
1 児童福祉総務費	2,841,175	50,957	2,892,132	25,903 (国庫)		25,054	2 給料	7,500	人事異動等による
				23,618 (県庫)			3 職員手当等	7,400	人事異動等による
				2,285			4 共済費	5,200	人事異動等による
							19 負担金補助及び交付金	30,857	私立保育所等施設整備補助金 24,000 病児保育実施補助金 6,857
3 保育所費	1,001,408	22,372	1,023,780			22,372	2 給料	5,000	人事異動等による
							3 職員手当等	2,372	人事異動等による
							4 共済費	15,000	人事異動等による
4 母子父子福祉費	374,838	56,097	430,935	18,698 (国庫)		37,399	20 扶助費	56,097	児童扶養手当
				18,698					
計	6,906,146	129,426	7,035,572	44,601		84,825			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国庫支出金	特定地方債	その他の財源			
1 保健体育総務費	94,490	-1,133	93,357			-1,133	19 負担金補助及び交付金	367	東京2020オリンピック聖火リレー実行委員会負担金



議案第 88 号

生駒市立保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和元年12月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所の設置等に関する条例（昭和30年3月生駒市条例第8号）の
一部を次のように改正する。

第2条の表中「180人」を「200人」に、「60人」を「88人」に、「2
10人」を「255人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



議案第 90 号

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

イモ山公園グラウンド、イモ山公園テニスコート、イモ山公園プール、生駒市北大和体育館、生駒市北大和野球場、生駒市北大和グラウンド、生駒市総合公園体育館、生駒市総合公園グラウンド、生駒市総合公園テニスコート、生駒市総合公園相撲場、滝寺公園テニスコート、滝寺公園プール、生駒市健民グラウンド、生駒市健民テニスコート、生駒市市民体育館、生駒市武道館、むかひやま公園体育館、むかひやま公園グラウンド、むかひやま公園テニスコート、生駒市小平尾南体育館、生駒市小平尾南少年グラウンド

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人生駒市体育協会

生駒市門前町9番20号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史



議案第 91 号

生駒市体育施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市生駒北スポーツセンター体育館、生駒市生駒北スポーツセンター野球場、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック、生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人生駒市体育協会

生駒市門前町9番20号

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年12月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第30号

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

上記議案を提出する。

令和元年11月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「8月31日」を「8月24日」に、「9月1日」を「8月25日」に
改める。

第3条第1項第3号中「8月31日」を「8月24日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

